

相続定期預金

令和6年2月1日(木)～令和7年1月31日(金)

金融機関(当金庫以外の金融機関を含む)での相続手続き完了後1年以内に、相続により受け継がれた資金を原資としてお預け入れいただける個人のお客さまが対象です。



お預け入れ期間

3ヶ月もの
スーパー定期

店頭表示金利

プラス
年 **0.50%**

(税引後：年 0.398425%)

▼ 新型複利定期預金の場合 ▼

店頭表示金利に以下の金利を上乗せいたします。最新の店頭表示金利は窓口へお問い合わせください

《お預け入れ期間》 6か月以上1年未満 店頭表示金利

《お預け入れ期間》 1年以上 2年未満	《お預け入れ期間》 2年以上 3年未満	《お預け入れ期間》 3年以上 4年未満	《お預け入れ期間》 4年以上 5年未満	《お預け入れ期間》 5年
店頭表示金利 +年 0.01%	店頭表示金利 +年 0.02%	店頭表示金利 +年 0.03%	店頭表示金利 +年 0.04%	店頭表示金利 +年 0.05%

- 上記の金利は税引前であり、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われるお利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優ご利用の場合を除きます)
- 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示金利を適用いたします。上記の金利は適用いたしません。
- 中途解約時のお取扱い
 - <3か月もの単利型スーパー定期の場合>
満期日(自動継続扱いの場合は初回満期日)前に解約される場合は、上乗せ金利は付加いたしません。
 - <新型複利定期預金の場合>
お預け入れ日(自動継続扱いの場合は継続日)の6か月後の応当日の前日まで(据置期間中)に解約される場合は、お預け入れ日(自動継続扱いの場合は継続日)から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金利率により計算したお利息とともにお支払いいたします。

○お預け入れ金額：1万円以上、相続により受け継がれた金額の範囲内

○お預け入れ期間・種類

- ・3か月もの単利型スーパー定期、新型複利定期預金(最長5年、据置期間6か月)の2種類
- ・お預け入れ時のお申し出により自動継続(元金成長型・利息受取型)をご利用いただけます。
- ・自動継続後は前回と同一の期間・種類の定期預金として継続し、相続定期預金としては継続いたしません。

○お持ちいただくもの

①本人確認資料 ②印鑑

- ③他の金融機関で相続手続きをされた方は、「相続人であること」「相続手続き完了時期」「相続により受け継がれた金額」がわかる書類(例)戸籍謄本の写し、遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検済済みのもの)の写し、遺産分割協議書の写し、金融機関に提出した相続依頼書の写し等

あなたの未来へ こうしんと

 **こうしん 甲府信用金庫**

甲府しんきんの「相続定期預金」 商品概要

預入金額	<p>1万円以上（1円単位）、相続により受け継がれた金額の範囲内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫で相続手続きをされた方は、お預け入れ金額にその払戻し預金の全部または一部を含めてください。 ・相続により受け継がれた不動産や有価証券等の換金代金のお預け入れも可能です。 ・すでに当金庫にお預け入れの相続人さま名義の預金（相続によるものではないもの）でのお預け入れはできません。 ・お一人さま何口でもご利用いただけます。 ・お預け入れは、お一人さまにつき当金庫本支店のうちいずれか1店舗となります。 ・3か月もの相続定期預金（単利型スーパー定期）をご利用いただいた資金を払い戻した同日に5年もの相続定期預金（新型複利定期預金）へ預け替えいただくことはできます。ただし、3か月もの相続定期預金（単利型スーパー定期）をご利用いただいた資金で、再度3か月もの相続定期預金（単利型スーパー定期）をご利用いただくことはできません。
適用金利	<p><3か月もの単利型スーパー定期の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上乗せ金利は当該預金の満期日以降に付加いたします。ただし、自動継続扱いの場合には初回満期日に付加するものとし、自動継続後には付加いたしません。以後も同様といたします。 ・満期日（自動継続扱いの場合は初回満期日）前に解約される場合は、上乗せ金利は付加いたしません。 <p><新型複利定期預金の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記①のお預け入れ金額に応じた表面記載の利率（自動継続扱いの場合は継続日の店頭表示金利）を下記②のお預け入れ期間の区分に従い約定利率として最長預入期限まで適用いたします。 ・一部払戻し後の利率は、一部払戻しをした日以後、一部払戻し後の残高について、下記①のお預け入れ金額および下記②のお預け入れ期間に応じた表面記載の利率（自動継続扱いの場合は継続日の店頭表示金利）を約定利率として適用いたします。 ・据置期間経過後に全部または一部について払戻しを行った時は、払戻しを行った元金部分については、お預け入れ日から払戻し日の前日までの下記のお預け入れ期間に応じた利率が適用されます。なお、一部払戻しによって約定利率が変更になった場合は、約定利率が変更した前後により分かち計算をいたします。 <p>① お預け入れ金額</p> <p>ア. 300万円未満、 イ. 300万円以上1,000万円未満、 ウ. 1,000万円以上</p> <p>② お預け入れ期間</p> <p>ア. 6か月以上1年未満、 イ. 1年以上2年未満、 ウ. 2年以上3年未満</p> <p>エ. 3年以上4年未満、 オ. 4年以上5年未満、 カ. 5年</p>
中途解約時のお取扱い	<p><3か月もの単利型スーパー定期の場合></p> <p>満期日前に解約される場合は、お預け入れ日（自動継続扱いの場合は継続日）から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金利率により計算したお利息とともにお支払いいたします。</p> <p><新型複利定期預金の場合></p> <p>お預け入れ日（自動継続扱いの場合は継続日）の6か月後の応当日の前日まで（据置期間中）に解約される場合は、お預け入れ日（自動継続扱いの場合は継続日）から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金利率により計算したお利息とともにお支払いいたします。</p>
苦情処理措置	<p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務人事部内お客さま意見・要望窓口（9時～17時、電話：0120-115-240）にお申し出ください。</p>
紛争解決措置	<p>山梨県弁護士会民事紛争処理センター（電話：055-235-7202）、東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務人事部内お客さま意見・要望窓口、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）または関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。</p>
その他・注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・証書式のみのお取扱いで、通帳式または総合口座のお取扱いはできません。 ・満期日以後のお利息は、満期日から払戻日の前日または満期日から書替日の前日までの日数について、払戻日または書替日における普通預金利率により計算いたします。 ・マル優をご利用いただけます。 ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ・金融環境の変化、募集状況等によっては、お取扱い内容を変更、またはお取扱いを中止する場合がございます。

店頭に「説明書」をご用意しております。詳しくは、当金庫の本支店までお問い合わせください。

（令和6年2月1日現在）